

平成 14 年 9 月 4 日

各 位

株式会社 UFJホールディングス

コード番号 8307

## **優先出資証券発行に関わる子会社設立について**

株式会社UFJホールディングス（社長 杉原 武）は、平成 14 年 9 月 4 日開催の取締役会において、海外子会社による優先株式（優先出資証券）の発行を目的として、英領ケイマン諸島に当社の 100%出資子会社 “UFJ Capital Finance 4 Limited” を設立することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本優先出資証券は、ケイマン諸島特別目的子会社が発行する配当金非累積型永久優先株式であり、UFJホールディングスの普通株式への交換権は付与されていません。本優先出資証券は、ケイマン諸島特別目的子会社を子会社等とする金融庁への届出の提出（及び受理）の後、私募の形態で、本年 9 月末を目処に発行する予定であります。

尚、本件は当社および当社子会社である株式会社 UFJ 銀行（頭取 寺西 正司）の自己資本の充実に資するもので、自己資本（国際統一基準）における基本的項目（Tier1 資本）が増強される予定であります。

以 上

(ご参考)

## 優先出資証券発行概要

発行を予定する優先出資証券の概要は以下の通り

発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited (英領ケイマン諸島法に基づいて、ケイマン諸島に新たに設立されるUFJホールディングスが議決権を100%所有する特別目的子会社)
発行総額	1,000億円程度を予定
証券の種類	配当金非累積型永久優先株式
資金使途	発行代り金は、最終的にUFJ銀行への永久劣後貸付金として全額使用される
優先順位	本優先株式は残余財産の分配権において、実質的にはUFJホールディングスの劣後債権者、一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位
発行形態	私募

～発行総額その他発行条件等については、今後決定する予定。

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。